

16 運輸関係

ア 自動車交通等

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容	実施予定時期						
		平成16年度	平成17年度	平成18年度				
自動車保有関係手続 （警察庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省）	<p>自動車保有に関する手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービス化について、平成17年稼働開始に向けて、関係法令の着実な整備を図るとともに、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p> <p>なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の登録管理についても接続のインターフェイスを統一化すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。</p> <p>【「道路運送車両法等の一部を改正する法律」平成16年5月26日法律第55号】</p>	試験運用	一部システム稼働（平成17年12月）	システムの対象範囲拡大に向け検討	（警察庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省）平成17年12月より、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府において、システムが稼働を開始し、平成18年4月24日より埼玉県、静岡県において、平成19年1月29日に岩手県、群馬県、茨城県、兵庫県において地域拡大を行った。			
オートマチック二輪車限定免許の導入 （警察庁）	<p>オートマチック二輪車に限定した運転免許を導入することについて、当該免許の導入が道路交通の安全に与える影響等について全国の見地から検討を行い、早期に結論を得て、交通安全上必要な府令の改正を実施する。</p> <p>【「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」平成16年内閣府令第52号】</p>		措置済 （平成17年6月1日施行）					
タクシー事業の緊急調整措置 （国土交通省）	<p>緊急調整措置の発動を厳に必要性があるケースに限定するのももとよりであるが、特別監視地域についてはその解除要件を見直し、毎年度新規に指定する方式に改めること、指定要件における「非流し地域」の特例的な取扱いを見直し、実車率要件を「流し地域」と同一とすること又は大幅に引き上げること等の措置を講ずることにより、真に重点監視が必要とされる地域に限り特別監視地域として指定することが可能になるよう、要件の見直しに早期に着手し、措置する。</p> <p>【国土交通省通達平成16年8月26日国自旅第124号、平成16年8月27日国自旅第127号】</p>	措置済						

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
タクシー事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	a 遠距離運賃の大幅弾力化や特定ゾーンでの定額運賃化が真に機能するよう運用する。また、自動認可運賃（速やかに認可するものとして公示した運賃）の下限を下回る運賃設定に係る認可の際の個別審査に当たっては、いわゆる「追い越し」の禁止と「不当な競争」や「差別的取扱い」のみを審査することとし、認可制の下であっても規制は上限規制に限られるという点を厳守する。	適宜実施			(国土交通省) - 平成14年2月の改正道路運送法の施行以降、各地で遠距離割引や定額運賃、自動認可運賃の下限を下回る運賃の申請がなされているところであり、処理方針に基づき適切に処分を行っている。	
	b 運賃・料金の設定は、経営判断の根幹をなす事項であり、意欲のある事業者の創意工夫により更に多彩な運賃・料金の設定がなされることがタクシー事業の活性化、ひいては利用者利便の向上につながるという基本的認識の下、タクシー事業者と利用者との間において機動的かつ柔軟な運賃・料金の設定が可能となるようにすること等を含め、運賃・料金の更なる多様化を実現するよう、現行の運賃制度を見直す。 【国土交通省通達平成16年9月16日国自旅第148号】	実施済				
タクシー事業の許認可手続に係る標準処理期間の短縮 (国土交通省)	タクシー事業の機動的な事業運営を実施していく上で、運賃を始めとする許認可手続を迅速に行う必要があり、標準処理期間を現行の2分の1を目途として、大幅な短縮を行う。 【国土交通省通達平成16年9月16日国自旅第151号 - 2】	実施済				
タクシーの駅構内への入構 (国土交通省)	いわゆる駅構内については、その管理形態や利用形態も様々であり、その運用次第では利用者の円滑な乗り継ぎに支障を与えるおそれがあるほか、交通事業の新規参入に際しての実質的な障壁ともなるおそれがある。また、一方で、近年では、特に大都市圏の駅において客待ちタクシーの列が渋滞等を引き起こす例も生じている。このため、公共交通機関相互の乗り継ぎの円滑化という観点や交通事業における新規参入に当たっての実質的な障壁の解消という観点から、駅構内の管理・利用形態について実態調査を行い、上述した諸点を解消するための具体的措置について結論を得る。	結論			(国土交通省) 平成16年度に主要な鉄道事業者に対して駅前広場の実態についてアンケート調査等を実施する一方で、地方運輸局を通じて、駅等における客待ち空車タクシーの実態調査を実施し、各地の事例を収集。これらの調査結果を受け、ガイドラインの策定等に向け関係者間で検討することとするとの結論を得たことを踏まえ、引き続き地方運輸局等を通じて参考となる事例を収集する等ガイドラインの策定に向けた検討を進めている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
タクシーのニューサービスに関する規制の弾力化 (国土交通省)	<p>タクシーについては、従前より規制緩和が進められているところであるが、福祉タクシーのようなビジネスを行う場合については、輸送対象を限定する等のことにより、通常のタクシー事業に係る規制を一部弾力化し、新たなビジネスチャンスに繋がっているところである。今後も、福祉・介護関係等に関する需要が見込まれる中で、こうした新たなサービスに機動的に対応することが、消費者の利便の向上や新しいビジネスチャンスの創造につながる。</p> <p>このため、今後もこうした需要が生じた際に、新たな事業が機動的に行えるようにする環境整備として、事故の発生状況等、安全確保の観点にも配慮しつつ、必要に対応して、規制の弾力的な運用を図る方向で検討する。</p>		適宜検討		<p>(国土交通省)</p> <p>平成17年10月に交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会のもとに設置されたタクシ-サ-ビスの将来ビジョン小委員会の報告書等を踏まえ、今後のふさわしいタクシ-サ-ビスのあり方及びその実現のために必要な環境整備方策について、適宜検討を進めている。</p> <p>平成18年10月には、既に許可を受けたタクシ-事業者が新たに福祉輸送サ-ビスを行う場合等の弾力的な取扱いの内容等を明確化し、タクシ-事業者による福祉輸送サ-ビスの普及促進を図っているところ。 【平成18年9月25日付け国自旅第169号】</p>	
自動車保管場所証明手続の民間開放推進 (警察庁)	<p>自動車保管場所証明事務の委託先の拡大を図るため、以下のことを明記した文書により各都道府県警察を指導するとともに、そのことを広く一般にも周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の法人以外の法人が委託を受けている例が極めて少ない状況にかんがみ、当該委託先については、一般競争入札を行うことが望ましいこと。 上記による委託先の数については、求められる要件等が満たされているのであれば、各都道府県警察の実情に応じて、競争が最も有効に機能するように定めるべきこと <p>【警察庁通達平成17年1月27日警察庁丁規発第3号、丁交企発第23号】</p>	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
自動車登録の民間開放推進 （国土交通省）	a 自動車登録関連業務について、更なる民間開放の推進に関して検討する。		措置		（国土交通省） 自動車登録業務のうち、登録事項等証明書の交付業務について、民間委託を実施することとしている（「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定））	
	b ナンバープレートの付与、検査登録手数料印紙の売りさばきについては、民間事業者からの申請を基に外部委託がなされているが、これらについては、更に民間事業者が公平に参入できるよう措置する。		措置済			
事故処理関係業務の民間開放推進 （警察庁）	民間に委託できる業務については、積極的に民間開放を推進する。		検討	検討・結論	（警察庁） 平成19年1月15日、都道府県警察に対し通達を发出し、車庫証明関係の窓口業務は、各都道府県の判断に基づき民間事業者に委託することが可能であることから、車庫証明関係の窓口業務の民間委託の必要性について検討するよう指導した。	
訪問介護事業所が行う通院等乗降介助に付随する移送サービスの取扱いの明確化 （国土交通省）	訪問介護事業者が行う移送サービスの法的取扱い等について、事業の実態も十分勘案した上で、できるだけ早く結論を得るべく、平成15年度中を目途に一定の方向性を見出し、その後速やかに明確化する。 【国土交通省通達平成16年3月16日国自旅第241号】	措置済				
コミュニティバスの許可等の基準の運用の見直し （国土交通省）	いわゆるコミュニティバスについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。 【国土交通省通達平成17年3月30日国自旅第308号】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
自動車の回送運行許可期間の延長 (国土交通省)	6月を超えてはならないとされている回送運行許可証の有効期間を1年まで延長できるように道路運送車両法を改正するとともに、道路運送車両法関係手数料令を改正し許可期間1年の場合の手数料を設定する。 【「道路運送車両法等の一部を改正する法律」平成16年5月26日法律第55号、 「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」平成17年5月20日政令第180号】		措置済			
自動車検査制度の見直し (国土交通省)	平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、今後の望ましい自動車の検査・点検整備制度の在り方について検査対象車種全般に亘り総合的に検討を行った結果、小型二輪車の自動車検査証の有効期間については、初回2年を3年に延長が可能、また、二輪車の定期点検については6月点検を廃止することが可能であるとの結論を得た。よって、この結論に従い、速やかに所要の措置を講ずる。 (第164回国会に關係法案提出)		法案提出	法案成立後公布・施行(公布後1年以内)	(国土交通省) 二輪の小型自動車については、初めて交付を受ける自動車検査証の有効期間を2年から3年に延長する道路運送法等の一部を改正する法律案(平成18年法律第40号)が成立し、公布された(平成19年4月1日施行)。 また、二輪の小型自動車の定期点検については、自動車点検基準(昭和28年運輸省令第70号)を改正し、6月点検を廃止した(平成19年4月1日施行)。	
フォークリフトの速度制限の緩和 (国土交通省)	車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。	検討(平成16年度以降)			(国土交通省) 平成15年1月の日EU自動車基準・認証専門家会合において、本要望は安全の観点から措置困難である旨を、要望提出元である欧州委員会に伝達している。上記会合以降、欧州委員会からは具体的要望が提示されていない。	
燃料電池自動車完成車輸送車両のトンネル通行の制限の見直し (国土交通省)	道路法(昭和27年法律第180号)上、一定量を超える水素を搭載する完成車輸送(トレーラー)については、水底トンネルの通行を禁止・制限できるとしているが、車両輸送を円滑に実施する観点から、必要な実験の実施及びその検証・評価を行った上で、安全性の確保を前提として、搭載水素の制限数量を再点検し、必要な見直しを行う。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省)	軌道上を交差する特別高圧送電線について、軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。	検討			一 (国土交通省) 軌道に関する技術基準を抜本的に改正し、性能規定化するための検討を進めているところであり、当該案件についてもその中で措置する予定である。 なお、改正までの間は、安全上問題ないことが確認できれば、特別設計許可（軌道建設規程第34条）により当該規定によらないことも可能である。	
運転免許制度における貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し (警察庁)	車両総重量11トン以上を「大型」とし、新たに5トンから11トンを対象とする「中間的運転免許」を創設するための法案を今国会に提出し、公布後3年以内に措置する。本規制の見直しに当たっては、交通安全の確保と併せ、利用者の利便について十分に配慮する。 【「道路交通法の一部を改正する法律」平成16年法律第90号】	公布後3年以内に措置 (平成16年6月9日公布)			(警察庁) 第159回通常国会において、自動車の区分を見直し、車両総重量11トン以上を大型自動車、5トン以上11トン未満を中型自動車、5トン未満を普通自動車とし、これに対応して、中型免許及び中型第二種免許を新設すること等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)が成立した (平成16年6月9日公布。平成19年6月2日施行)	
自動車型式指定申請に先駆け装置型式指定申請(制動装置等)のみの申請の容認 (国土交通省)	自動車型式指定申請に先駆け、制動装置等のシステム装置に係る装置型式指定申請の単独申請に対応することとする。 【国土交通省通達平成16年4月20日国自審第1763号】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
構造装置・機能確認試験の提示車両選定基準の明確化及び提示車両の削減 (国土交通省)	構造装置・機能確認試験の提示車両選定基準（構造装置・機能確認の試験自動車選定ガイドライン）について、さらに明確化を図り、関係者に周知する。 【「構造装置・機能確認の試験自動車選定ガイドラインの一部改正」平成16年3月31日】	措置済				
21 被牽引車の牽引自動車制限における連結検討の簡素化（自動化） (国土交通省)	牽引車の自動車検査証について、トレーラー等の車名及び型式（キャンピングトレーラー等の場合、牽引可能な重量）の記載を可能とし、当該トレーラー等については、自動車検査証への車名及び型式の記載を省略できるようにする。 【平成16年3月31日国土交通省令第37号】	措置済				
22 レンタカーに係る有償貸渡許可申請の手續負担の軽減 (国土交通省)	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請の提出先を本社所在地管轄運輸支局の1箇所で足りることとするために必要な制度の見直しについて検討し、措置する。 【国土交通省通達平成16年4月28日国自旅第17号】	措置済				
23 相互使用するトレーラーに係る車庫規制の緩和 (国土交通省)	運輸協定を締結し、相互使用することとしているトレーラーについては、一の営業所において車庫を確保すれば足りることとする。 【国土交通省通達平成16年7月29日国自貨第50号】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
24自動車登録事項等の請求・交付の電子化等 (国土交通省)	自動車の登録情報の提供については、十分な個人情報保護対策を講じつつ、現在行っている書面（登録事項等証明書）の交付に加え、電子閲覧等の電子的な提供を図るための制度を創設する。 (第164回国会に關係法案提出)		法案提出	法案成立後公布	(国土交通省) 登録事項等証明書の電子的提供制度に係る改正道路運送車両法については、平成18年5月に公布し、それから1年6月以内に施行することとなっているが、現在、平成19年秋の施行に向けて、關係政省令の整備やMOTASの改修を行っているところ。	
25高速道路料金の軽減化 (国土交通省)	高速自動車国道において、大口・多頻度利用者の利便を図るサービスとして、別納割引制度を廃止し、ETC車を対象とした「大口・多頻度割引」を創設・実施する。 【平成16年9月認可、平成17年4月1日実施】		措置済			
26都道府県が所有する自動車の登録名義人表示の弾力化等 (国土交通省)	都道府県が所有する自動車の登録等の手続の際に必要な委任状(所有者)の発行を知事から権限の委任を受けた機関の長とする、及び、登録名義人を地方公共団体の機関名とする等、手続弾力化の可否について検討し、結論を得る。	措置済				
27乗合タクシーの許可等の基準の運用の見直し (国土交通省)	いわゆる乗合タクシーについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。 【国土交通省通達平成17年3月30日国自旅第308号】	措置済				
28レンタカーに係る有償貸渡許可の事業者ごとの申請の容認 (国土交通省)	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請については、手続負担の軽減を図るため、車両ごとの審査を見直し、いわゆる白バス・白タクシー行為を防止するために必要な措置を講じた上で、事業者ごとの審査に改めることとする。 【国土交通省通達平成16年4月28日国自旅第17号】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
29 車両乗入幅に係る審査基準の徹底 (国土交通省)	「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」(平成6年9月30日付け建設省道政発第49号道路局長通達。)により示した承認工事審査基準(案)を参考として、安全性の確保等の観点から歩道の乗入れ幅等の適切な審査を行うよう周知徹底する。	措置済				
30 特殊車両通行許可申請手数料の見直し (国土交通省)	特殊車両許可手数料の額の低減について、実費調査の結果等を踏まえ、車両制限令の改正を行い(12月8日公布)平成17年4月1日より施行。これにともない、5経路1バック制の廃止についても、車両制限令の施行までに必要な措置を実施。		措置済			
31 発電車の緊急自動車指定 (警察庁)	発電車を緊急自動車として指定することにつき、その使用実態及び必要性について調査しつつ、平成17年度中に、検討を行い、結論を得る。		措置済			
32 駆動軸重の軸重規制緩和 (国土交通省)	フル積載対応海上コンテナをけん引するエアサスペンション装着トラクタと同様に、他のトラクタについても11.5tまでの駆動軸重を許可対象とすることについて、技術的検討を行い、対象となる車両の構造又は積載する貨物が特殊であってやむを得ないと認められるか否かも含め、「緩和の実施」についての更なる検討に向けて、緩和の可能性について検討する。		検討		(国土交通省) 橋梁等道路の構造物への影響を把握するため、技術的な検討を行う必要があり、車両をパターン分けするために車両の剛性や軸重などからシミュレーションを行い、その結果を受け実車による実験及び検討を実施。 その結果、海上コンテナと同様の緩和を行うには、トレーラーの振動モードなど更なる技術的課題が存在するとの結論に至った。	
33 自動車輸入業者の臨時運行許可番号標による試運転が可能であることの明確化 (国土交通省)	現行の臨時運行許可制度上、自動車輸入業者であっても道路運送車両法第35条に規定する「試運転」目的での運行は可能であり、この旨を関係部署に対し文書により周知する。 【国土交通省平成17年3月9日付事務連絡「自動車輸入業者の行う試運転に対する臨時運行許可について」】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
34 ボランティアによる福祉有償運送の要件緩和（地方公共団体での申請受付の窓口の明示） （国土交通省）	都道府県の担当窓口について早期に取りまとめ、「福祉輸送に係る取り扱い規定集」に掲載するとともに別途、ホームページで公表。各地方運輸局及び運輸支局においても問い合わせに対応できるようにする。	措置済				
35 自動車分解整備事業に関する屋内作業場面積の算定の考え方の周知徹底 （国土交通省）	壁、扉等で区切られていなくても、雨をしのいで分解整備作業を行うための屋根があれば、道路運送車両法上の自動車分解整備事業を行うための屋内作業場として認める取り扱いについて、各運輸局に対して周知徹底する。	措置済				
36 放置駐車違反車両の移動・保管、パーキング・メーター等の保守管理 （警察庁）	<p>a 放置駐車違反車両の移動・保管については、警察署長のほか、全都道府県において、指定車両移動保管機関を指定しているが、現状においては、指定は公益法人（各都道府県の交通安全協会）に限られている。この指定車両移動保管機関を公益法人に限る合理的理由はないことから、新たな駐車法制の施行後の違法駐車状況等も踏まえ、指定対象について営利企業を含む法人一般に拡大するとともに、複数指定が可能となるよう検討する。</p> <p>なお、現在、放置駐車違反のレッカー等の諸経費が車の返還時までに徴収されていないケースもあり、放置駐車違反の一層の抑止の観点から負担金等の徴収方法についても検討する。</p>			検討開始、平成19年度中に結論	<p>（警察庁）</p> <p>第166回通常国会に提出する道路交通法の一部を改正する法律案において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 違法駐車車両の移動及び保管に関する事務を会社その他の法人に委託することとし、指定車両移動保管機関制度を廃止する 車両の移動保管に係る負担金の納付命令の確実な発出等を図るため、警察署長は、保管した車両の使用者等の関係者に対して、必要な報告又は資料の提出を求め、また、官庁、公共団体等に照会し、又は協力を求めることができる <p>こと等とすることとしている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	b パーキング・メーター等の保守管理に関する事務は、道路における交通の安全に寄与することを目的として設立された公益法人であって、これらの事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者に委託することができることとされており、現在、公益法人（ほとんどの都道府県において交通安全協会）のみに委託されているが、現状においては公益法人に限る合理的根拠はなく、営利企業を含めた法人一般にまで拡大する。			措置	（警察庁） 平成19年1月17日、パーキング・メーター等の保守管理に関する事務を、公益法人以外であっても、パーキング・メーター等の保守管理を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める法人一般に委託が可能となるよう、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を公布し、同日施行した。	
	c 交通安全協会については、従来から、同協会の会費徴収方法について批判があり、その適正化に向けて所要の措置を講ずる。			措置		
37自動車検査独立行政法人（国土交通省）	今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、所要の措置を講ずる。			平成18年度以降措置	（国土交通省） 指定自動車整備事業の指定等に係る基準を定めた通達を改正（平成19年3月28日）し、保有する工具の数を緩和する等の措置を行った（平成19年4月1日に施行）	
38軽自動車検査協会（国土交通省）	今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、所要の措置を講ずる。			平成18年度以降措置	（国土交通省） 指定自動車整備事業の指定等に係る基準を定めた通達を改正（平成19年3月28日）し、保有する工具の数を緩和する等の措置を行った（平成19年4月1日に施行）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
39自動車安全運転センター （警察庁）	<p>自動車安全運転センターは、運転経歴証明業務及び交通事故証明業務について制度的に独占して実施するとともに、安全運転研修業務を実施しているが、自動車メーカー等が独自に研修施設を設けて一般ドライバー等を対象に自動車の運転に関する研修を実施しており、必ずしも当該法人でなくともその他の主体において実施可能な業務が存在する。</p> <p>したがって、これらの業務について民間との役割分担を明確化し、民間で自立的に実施可能な事業については民間に委譲するとともに、その他の事業についても、民間で実施できるものについては民間に委ねるべく、民間開放を推進し、安全運転研修業務のうち、一般ドライバー等に対するものについて、社会的ニーズや他の民間事業者における継続的実施の可能性を踏まえつつ、その廃止・縮小について検討するとともに、安全運転研修施設の管理等について一般競争入札を導入するなど、業務の合理化を図る。</p>			検討・結論	<p>（警察庁）</p> <p>自動車安全運転センターにおいて部外委員を含む委員会を設置するなどして検討を行った結果、同センターが普通自動車、二輪車の一般運転者に対して実施している一般・企業運転者課程については、社会的ニーズや他の民間事業者における継続的実施の可能性を踏まえつつ、段階的に縮小し、廃止することとした。また、安全運転研修施設の管理等については、平成18年度から一般競争入札を実施している。</p>	
40道路占用の復旧方法に関する周知徹底 （国土交通省）	<p>道路の占有に関する工事は、「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」と道路管理者が判断する場合に限って、道路管理者が自ら行うものであることを、道路管理者に周知する。</p> <p>【国土交通省平成18年1月5日付事務連絡】</p>		措置済			
41 ETCの民間利用の推進 （国土交通省）	<p>ETCの技術を応用した狭域通信(DSRC)システムを利用した駐車料金決済等の多様なITSサービスについて、平成19年からのサービス開始に向けて、規格・仕様を策定する。</p>		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
42 駐車場法における「自動車」の定義の範囲拡大 (国土交通省)	駐車場法における「自動車」の定義の範囲拡大については、自動二輪車の駐車場の整備を促進するため、駐車場法の「自動車」の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含める。 (第164回国会に關係法案提出)		法案提出	法案成立後公布・施行	(国土交通省) 「自動車」の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含めることを内容とする駐車場法の改正を含む「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」(平成18年5月31日公布、平成18年11月30日施行)により措置した。	
43 レンタカーに係る有償貸渡許可の申請書式の統一化 (国土交通省)	運輸支局ごとに異なるレンタカーに係る有償貸渡許可の申請書式については、全国で統一化する。		措置済			
44 自動車登録番号(ナンバー)の変更事由の緩和 (国土交通省)	ご当地ナンバーへの変更希望を理由とした自動車登録番号(ナンバー)の変更を認めることについて、運輸支局等の受付体制や関係機関のシステムへの影響等を踏まえて検討を行い、結論を得る。			検討・結論	(国土交通省) 道路運送車両法施行規則等の一部を改正し、ご当地ナンバー該当地域に使用の本拠の位置を置く自動車については、平成18年10月10日より(つくばナンバーについては平成19年2月13日より)希望によるご当地ナンバーへの途中交換を認めることとした。	
45 ダンプ型車を農産物輸送一時的に使用するための簡便な手続きにおける対象品目の拡大 (国土交通省)	旭川運輸支局における「農産物輸送用増枠ダンプ車に関する取扱い」においては、簡便な手続きによって、収穫時期に限ってピート等の特定の農産物をダンプ型車で運搬することについて定めているが、当該輸送対象品目に牧草を追加する。 【「農産物輸送用増枠ダンプ車に関する取扱い」の一部改正 平成17年9月7日】		措置済			

イ 海運・港湾

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
内航海運業に係る 参入規制 (国土交通省)	内航海運業については、その活性化を図るため、事業全般にわたる民間活力の一層の発揮が可能となるよう、競争的な市場環境の整備を図ることが必要である。このため、参入規制を許可制から登録制とし、事業区分を廃止する。 【「海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律」平成16年法律第71号、平成16年11月25日政令第367号】	措置済				
船員職業紹介事業 等の規制緩和 (国土交通省)	現在、船員に関する労務供給事業を行うことは、労働組合を除き禁止されているが、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で船員派遣事業を行うことを認める。 【「海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律」平成16年法律第71号、平成16年11月25日政令第367号】	措置済				
船員保険の被保険者資格の見直し (国土交通省)	船舶管理契約による管理船舶に配乗する船員等について、外国籍船に雇い入れされる場合も含め船員保険の被保険者資格を付与する。 【「海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律」平成16年法律第71号、平成16年11月25日政令第367号】	措置済				
強制水先の必要な船舶の範囲の見直し (国土交通省)	現在、船長の航海実歴による強制水先の免除の対象となる船舶については、日本船籍に限られているが、ヨーロッパにおける制度も十分参考にして、外国籍船に対しても船長が同等の知識・能力を有する場合には強制水先の免除を認める。 【「水先法施行令の一部を改正する政令」平成17年政令第87号】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
港湾運送事業に係る規制 （国土交通省）	規制緩和を先行して実施した主要9港以外の港についても、需給規制を廃止し免許制を許可制にするとともに、運賃・料金の認可制を事前届出制とする規制緩和について、所定の結論を得て、所要の法案を国会に提出する。 【「港湾法等の一部を改正する法律」平成17年法律第45号】	法案提出済	法案成立、公布	措置 （5月施行予定）	（国土交通省） 規制緩和を先行して実施した主要9港以外の港についても、需給規制を廃止し免許制を許可制にするとともに、運賃・料金の認可制を事前届出制とする規制緩和を目的とした「港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律」を平成17年に公布し、平成18年5月に施行。	
国際海上交通簡易化条約（FAL条約）の早期締結 （財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省、外務省）	国際競争力のある港湾を創出していくため、国際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、早急にFAL条約の締結を行う。 その際、FAL条約で求められる締約国の順守すべき基準については、現在我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げよう、関係省庁は連携して、着実な対応を図る。 【「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約」平成17年9月2日締結】		措置済			
輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの一層の推進 （財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省）	a 輸出入・港湾関連手続に係る各種申請手続について、関係省庁は改めて、各種申請書類の削減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図る。	平成16年度以降できるだけ早期に実施			（財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省） - 輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画については、財務省が取りまとめ府省として関係府省及び関係民間業界と連携して検討を行い、平成17年12月28日にC10連絡会議にて決定・公表された。 当該最適化計画において、今後、府省共通ポータルの開発による次世代シングルウィンドウの実現等を行い、ワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、平成20年10月の府省共通ポータル稼働に向けて、関係府省等においてシステム仕様等の検討を行っているところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	<p>b 民間システムとの連携等を推進し、国際標準等への適合も視野に入れつつ、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステムの構築について検討し、既存業務・システムに係る最適化計画を策定する。</p> <p>【「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」平成17年12月28日C10連絡会議決定】</p>		措置済			
<p>主要港湾の24時間フルオ・ブン化の推進 （財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省）</p>	<p>a 国際コンテナタ・ミナルとして期待される主要港については、税関に限らず、動植物検疫などCIQ（税関、入国管理、検疫）業務を始めとする行政官署を港湾利用者の要請によらず、自ら行政需要に応じて、24時間365日に向けた対応を実現する。</p>	一部措置済	一部措置済	措置	<p>（法務省） 船舶の入港に当たっては、当該船舶が港湾管理者から入港許可を得る必要がある関係からあらかじめ入港時刻が判明するため、入国管理局の開庁時間に関わらず、港湾管理者が入港を許可すれば、適切に対応している。</p> <p>（財務省） 税関においては、平成15年7月から、全国の主要港湾を始めとする税関官署において、その通関需要に応じ、税関の執務時間外の一定の時間帯に職員を常駐させる通関体制を整備し（平成15年度措置済）、必要な見直しを行っている。</p> <p>また、本措置については、構造改革特別区域における特例措置であったが、平成17年7月より、これを全国展開したところである（平成17年度措置済）。</p> <p>（厚生労働省） 平成16年4月以降、主要6港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡）の輸入食品窓口において、平日午後9時まで対応するよう職員を配置した他、他の港や休日においても連絡窓口を設置し対応するとともに、平成17年2月に24時間フルオ・ブン化等の対応のため、輸入食品監視支援システムを更改した。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
	b フルオ - プン化に向けた人員増、体制整備を図るとともに、業務全般の効率的執行を図るため、現在は行政官署の行っている業務のうち可能なものについては順次民間委託を推進する。	逐次実施			<p>（法務省）</p> <p>- 船舶の入港に当たっては、当該船舶が港湾管理者から入港許可を得る必要がある関係からあらかじめ入港時刻が判明するため、入国管理局の開庁時間に関わらず、港湾管理者が入港を許可すれば、適切に対応している。</p> <p>（財務省）</p> <p>税関においては、平成15年7月から、全国の主要港湾を始めとする税関官署において、その通関需要に応じ、税関執務時間外の一定の時間帯に職員を常駐させる通関体制を整備し（平成15年度措置済）、必要な見直しを行っているところ。</p> <p>また、従来より、民で行うべき業務は民で行っており、税関業務のうち貿易統計に付随する事務等民間で行うことが可能なものについては、積極的に民間委託を行っているところである。</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>平成16年4月以降、主要6港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡）の輸入食品窓口に平日9時までに対応するよう職員を配置した。</p> <p>また、輸入食品のモニタリング検査について、平成16年12月より一部民間委託を実施した。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
国際競争力のある港湾（外貿コンテナ埠頭）の創出（財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省）	a 国際競争力のある港湾を創出していくためには、輸出入・港湾手続の簡素合理化や港湾のフルオ・ブン化により一層合理的かつ効率的に対応していくことができるよう、輸出入・港湾手続を所管する府省間の連携を更に強化していく。	逐次実施			<p>（財務省、厚生労働省、法務省、国土交通省、経済産業省）</p> <p>- 輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画については、財務省が取りまとめ府省として関係府省及び関係民間業界と連携して検討を行い、平成17年12月28日にC I O連絡会議にて決定・公表された。</p> <p>当該最適化計画において、今後、府省共通ポータルの開発による次世代シングルウィンドウの実現等を行い、ワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、平成20年10月の府省共通ポータルの稼働に向けて、関係府省等においてシステム仕様等の検討を行っているところ。</p>	
	b 民間事業の創意工夫がより一層発揮できるよう、港湾管理者及び港湾利用者の要請を踏まえ、特定の港湾において、民間事業者の活用方策について関係省庁は連携して検討し、結論を得る。（第164回国会に関係法案提出）		法案提出	法案成立後公布・施行		
日本人船員の育成の民間開放推進（国土交通省）	a 日本人船員に対する船舶の運航に関する学術・知識等の教授等日本人船員の育成は、現在海技大学校、航海訓練所及び海員学校の3独立行政法人が担っており、業務の効率化や合理化とともに、海運業界のニーズに対応した人材育成が重要課題となっている。		検討・結論	措置	<p>（国土交通省）</p> <p>2独立行政法人（海員学校と海技大学校を統合した海技教育機構及び航海訓練所）において行われている英語教育について、一般競争入札による民間企業への業務委託を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（独）海技教育機構 平成18年4月開始 ・（独）航海訓練所 平成19年1月開始 	
	したがって、3独立行政法人で行われている英語等のカリキュラムについては、民間開放を推進する。					

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	b 個別的・実践的な実務訓練を充実するとともに、海運業界のニーズが直接反映されるよう、航海訓練所の実技訓練科目については、一般商船におけるOJTを活用する。		措置済			
	c これらの法人については、教育と訓練という2つに再編成する等、その業務の効率化を検討する。 （第164回国会に係る法案提出）		法案成立、公布	措置 （4月施行予定）	（国土交通省） 海員学校及び海技大学校を統合し、教育を担う海技教育機構を平成18年4月1日に発足させ、訓練を担う航海訓練所とともに海事教育全体のニーズにより柔軟に対応した事業運営体制を構築するとともに、管理機能統合による業務運営の効率化を図った。 【独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第28号）】	
通い容器の再輸入 手続の簡素化 （財務省）	通い容器の再輸入手続の簡素化に関する具体的な改善要望内容を精査し、リ・ドタイムの短縮の観点も踏まえつつ、具体的な対応策を検討し、結論を得る。	措置済				
沿海区域を超えて 航行する内航船の 配乗要件の緩和 （国土交通省）	内航船乗組み制度の見直しの一環として、船舶安全法上の限定近海に相当する区域を航行する内航船の配乗要件を新設し資格要件を緩和する。 【「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部を改正する政令」平成17年政令第14号】	措置済				
危険物積載船舶 （外航タンカ-） の特定港入港にお けるGRT（総トン 数）制限の撤廃 （国土交通省）	港則法の危険物荷役許可に際し、GRT（総トン数）による制限を撤廃することの可否について検討する。 【海上保安庁通達平成17年3月23日保安安第91号の2】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
保税船用重油の積込承認申請に関する運用の緩和（財務省）	包括申請に係る運用面の見直しのための実態調査及び検討について、平成16年度の早い時期に結論を得て、措置する。	措置済				
Sea - NACCSとAir - NACCSの統合（財務省）	Sea - NACCSとAir - NACCSの統合については、平成16年度に行う税関システムの刷新可能性調査の一環として検討を行う。その後、民間利用者等との意見調整を行った上で、当該統合を実施するか否かについての結論を出し、これを平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に反映させる。	検討	措置済			
ねずみ族駆除施行（免除）証明書の有効期間の延長（厚生労働省）	a 検疫港に入港する船舶について、各国政府機関により国際保健規則に準じて延長を認められたねずみ族駆除施行（免除）証明書の受入れを、平成16年度内の実施を目的に認める。 【厚生労働省通達平成17年3月31日付健発第0331029号、食安発第0331003号】	通達発出	実施済（4月1日より）			
	b 各国政府機関により国際保健規則に準じて延長を認められたねずみ族駆除施行（免除）証明書に関し、検疫法第21条に基づき検疫港以外に入港する船舶及び検疫を実施した際にねずみ族の駆除が十分に行われていないと認められた船舶における取扱いについては、平成17年度に予定されている国際保健規則の改正に合わせ、同規則に準ずるよう検討を行う。		国際保健規則の発効（平成19年6月）までに検討・結論	国際保健規則の発効（平成19年6月）までに検討・結論		（厚生労働省） 改正された国際保健規則の発効（平成19年6月）までに、引き続き検討を行う。
日本小型船舶検査機構（国土交通省）	船舶検査市場の動向も踏まえつつ、第三者検査制度についてその活用を推進するとともに、製造認定事業場及び整備認定事業場制度の一層の普及促進を図るなど、民間開放を推進する。			措置	（国土交通省） 平成18年度に製造認定事業場について、54件の認定を行った。	

ウ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
混雑空港発着枠の再配分 (国土交通省)	国内航空事業では、平成17年に混雑空港発着枠の再配分が行われるが、その際には、客観性及び透明性の確保や支配的事業者とその他の事業者との競争条件に十分配慮した上で、基準を明確かつ具体的に設定する。 【「当面の羽田空港の望ましい利用のあり方に関する懇談会」平成16年9月】	措置済				
国内航空事業における新規参入に係る対応 (公正取引委員会) (国土交通省)	<p>a 国内航空事業分野では、新規参入者の開設した路線に係るその割安な料金を標的にして、競合する路線・時間帯の特定便に係る料金値下げが既存航空事業者によって行われ、公正な競争が阻害されているのではないかとの指摘があるが、独占禁止法(昭和22年法律第54号)違反行為への厳正な対応等、適切な対応を図る。</p> <p>b また、事業運営上不可欠な搭乗受付カウンター、旅客搭乗橋等の空港施設についても、既存事業者が使用しているスペースを新規参入者が公平に使用できるよう、新規参入者の要望を踏まえ、既存事業者に協力を要請する。</p>	逐次実施			<p>(公正取引委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公益事業分野における独占禁止法違反については、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため設置した公益事業タスクフォース(平成13年4月設置)を活用し、引き続き励行する。 	
		逐次実施			<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 平成18年4月のスカイマーク(株)の羽田-新千歳線就航開始の際、新千歳空港において、各航空会社の輸送力に応じて国土交通省が決定したスポット配分を前提に航空会社間で協議が行われ、その結果をふまえ、北海道空港(株)が搭乗受付カウンターと旅客搭乗橋を配分した。 また、平成19年2月の羽田空港第2ターミナルビル南ピアの供用開始に伴い、各航空会社の輸送力に応じて国土交通省が固定スポットを配分し、これに従い日本空港ビルディング(株)が旅客搭乗橋を配分した。 	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
羽田空港第4滑走路供用（2009年）に際しての競争促進の為の発着枠のあり方調査・検討 （国土交通省）	可能な限り早期に第4滑走路を供用した際の競争促進の為の発着枠の配分に関するルールの策定に着手する。その際、ルールについては定量的で誰にも分かりやすいものとするとともに、事業者が経営計画等を策定する際の指針となるよう当該ルールは将来の配分に当たって普遍的に適用できるものとなるようにする。また、新規参入者の定義と扱いについて見直し、有効競争の促進を図る。		調査・検討		（国土交通省） 平成12年及び平成17年に実施された羽田空港の発着枠の配分の際には、大手航空会社を一定の評価基準に照らして客観的に評価し、評価結果に応じて発着枠の配分を行うといういわゆる評価方式を採用してきたところであるが、今後の方針について、以下の内容を航空会社に通知した（平成18年7月）。 新規航空会社を評価方式の対象とすること 安全の確保に係る評価項目を追加 評価に当たっての安全の確保の状況を重視	
航空管制業務 （国土交通省）	民間航空交通量の増大及び運航の効率化に関する国際動向並びに自衛隊の航空機や装備品の性能向上等による訓練空域等の狭隘化に伴い、空域の有効利用が不可欠であり、航空交通流管理機能に空域管理機能を付加した航空交通管理センターの本格運用を開始する。		措置済			
国際航空貨物輸送に係るチャータ規制の緩和 （国土交通省）	定期便等で対応できない大規模な緊急事態や荷主の突発的な輸送需要に対応するため、利用航空運送事業者（フォワード）によるチャータに係る規制緩和の具体化のための検討を行い、結論を得る。 【国土交通省通達平成17年2月1日国空第2985号】	措置済				
外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可申請期間の短縮 （国土交通省）	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。 【航空法施行規則の一部改正 平成17年2月17日国土交通省令第7号】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る許可申請期間の短縮（国土交通省）	外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。 【航空法施行規則の一部改正 平成17年2月17日国土交通省令第7号】	措置済				
観光通訳ガイドの育成等の方策の検討・実施（国土交通省）	a 現行の通訳案内業制度について、新規参入者の増大・多様化、競争促進によるサービス内容の適正化を図る観点から、まず、参入規制について、事業免許制を資格の登録制に改める。 【「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」平成17年6月10日法律第54号】	法案提出	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（国土交通省） 平成17年6月に成立した「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」により、通訳ガイドの参入規制について、事業免許制を資格の登録制に改めた（平成18年4月1日施行）。	
	b 多様なニーズに対応するため、資格取得の際の試験制度についても、簡素でかつ通訳ガイドとして真に必要な知識・能力を問うものとする。このため、他の資格試験制度における合格者に対する試験免除の範囲を拡大を図るなど必要な見直しを行う。 【「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」平成17年6月10日法律第54号】	法案提出	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（国土交通省） 平成17年6月に成立した「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」を受けて、通訳案内士試験及び地域限定通訳案内士試験の内容、レベル、実施方法等について、簡素でかつ通訳ガイドとして真に必要な知識・能力を問うものとする観点からガイドラインを策定した。またこれと併せて、旅行業務取扱管理者試験合格者等に対し新たに試験の一部を免除することとした（平成18年4月1日施行）。	
	c 地域の実情に応じたきめ細かな対応を行う観点から、特定地域においてのみ通訳ガイド業務を行う地域限定通訳ガイド制度を新たに創設する。 【「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」平成17年6月10日法律第54号】	法案提出	法案成立、公布	措置（4月施行予定）	（国土交通省） 平成17年6月に成立した「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」により、特定の都道府県の区域内においてのみ通訳ガイド業務を行う地域限定通訳ガイドを創設した（平成18年4月1日施行）。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
自動車道の検査の民間開放推進（国土交通省）	有料道路についての検査は、既に実質的に民間開放が図られているところである。自動車道の検査についても、同様に民間開放が図られているところであるが、今後も引き続き民間開放を推進する。		措置済			
空港・港湾以外の内陸通関拠点における臨時開庁手数料の見直し（財務省）	インランド・デポ（空港・港湾以外の内陸通関拠点）についても年間365回以上の臨時開庁承認実績があること、インランド・デポにおける利用者の利便性の向上又は施設利用の促進などによる貿易の振興に資するための施策が講じられること等の要件を満たす場合には臨時開庁手数料の軽減を認める方向で検討し、措置する。 【「関税法の一部を改正する法律」平成17年法律第28号】	措置済				
独立行政法人空港周辺整備機構（国土交通省）	a 空港周辺整備機構は、前身の認可法人設立（大阪国際空港周辺整備機構については昭和49年、福岡空港周辺整備機構については昭和51年）以来今日まで、大阪国際空港及び福岡空港に係る移転補償業務や緑地造成事業を国から受託して行っているが、低騒音型機の導入や空港の運用の見直し等により騒音の発生を抑制し、騒音対策区域を見直すことはもとより、これらの業務・事業が開始以来既に30年を経ていることにかんがみ、騒音対策の大幅な縮小に向けて更なる見直しを図る。			平成19年度以降検討、平成20年度中に結論	（国土交通省） 交通政策審議会航空分科会において、環境対策のあり方についても議論することとしており、この結果を踏まえ、騒音対策の縮小に向けた更なる見直しの具体策を検討する。 さらに、大阪国際空港については、「大阪国際空港の今後の運用について」（平成16年9月）及び「大阪国際空港の今後のあり方について」の最終方針（平成16年12月）に基づき、平成19年度にかけて運用見直し中であり、この後に行う騒音発生状況調査結果を踏まえ、騒音対策区域の縮小等、騒音対策の縮小に向けた更なる見直しの具体策を検討する。	
	b 共同住宅事業については、特殊法人等整理合理化計画において閣議決定されているところに基づいて、民間事業者の知見を活用して2年以内に処分する。		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
(財)空港環境整備協会 (国土交通省)	空港環境整備協会は、国が管理する26空港のうち22空港において空港駐車場の運営を行い、国の対策だけではおはいきれない地域住民への対策を行っている。22空港において空港駐車場の運営を行うことについては、今後新たに供用する空港駐車場は公募制を導入し、複数の事業者から運営事業者を選定することとしている（平成18年3月に供用開始予定の新北九州空港の駐車場についてはPFI方式により運営事業者を選定）が、既存の22空港についても、必要な環境対策や各空港の事情を考慮しつつ、今後の運営の在り方について、民間開放の方向で検討する。			検討・結論	(国土交通省) 空港環境整備協会が駐車場を運営する22空港（平成18年3月の北九州空港廃港に伴い、現在は21空港）について、民間開放の方向で検討した結果、三沢飛行場及び美保飛行場の駐車場を平成19年10月から民間開放することとし、同年2月9日に駐車場事業者の公募を開始した。	
リースエンジンに係る航空日誌（ログブック）の記載方法の簡素化 (国土交通省)	リースエンジンに係る航空日誌（ログブック）への整備記録の記載について、英文のみの記載とすることが可能かどうか検討を行い、結論を得る。			検討・結論	(国土交通省) 「法定検査等を行った場合の航空日誌の記入要領（平成13年8月21日国空機第462号）を改正し、リースエンジンに係る航空日誌（ログブック）への整備記録の記載について、英文のみの記載を可能とする措置を講じた。 【航空機安全課長通達平成19年3月28日付け国空機第1360号】	
耐空証明の検査認定機への耐空証明書の発行場所の拡充 (国土交通省)	現在東京と大阪の本局に発行場所が限定されている地方航空局管轄分の耐空証明書について、検査官が駐在する空港においても現地発行が可能かどうか検討を行い、結論を得る。			検討・結論	(国土交通省) 「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針（平成12年2月1日空機第100号）」を改正し、地方航空局管轄分の耐空証明書について、航空機検査官が駐在する空港においても現地発行を可能とする措置を講じた。 【航空機安全課長通達平成18年12月28日付け国空機第1042号】	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
<p>コンビニエンスストア等を使用して募集型企画旅行商品等を販売する場合の端末機への電話機設置義務の見直し （国土交通省）</p>	<p>コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売について、旅行者保護の観点から、オンラインシステムの端末機への電話機の設置義務付け以外の代替措置を検討し、結論を得る。</p>			<p>検討・結論</p>	<p>（国土交通省） コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売については、旅行内容及び旅行者の意志の確認のため、オンラインシステムの端末機への電話機の設置を義務づけていたが、契約成立前に画面上のアイコンをクリックするなどの行為により、旅行者が旅行内容を了知したことを確認できる機能が端末機に備えられている場合には、電話機の設置を不要とした。</p>	